

立入検査において認められた不備・過誤事例

過去の立入検査における指摘事項を踏まえ、自ら講ずることとした改善策が下記 1 のとおり完全には履行されていないことが認められたほか、下記 2 のとおり、新たな不備・過誤が確認された。

記

1 改善が認められない事項

- (1) 監査役による社内規範の見直しが実施された証跡を確認できず、今回の立入検査においても社内規範に関する不備等が認められるなど、監査役の業務の形骸化のおそれがある。
- (2) 社内規範の改廃を含めた見直しや整理を行ったにもかかわらず、債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号。以下「法」という。）の規定に合致しない定めが置かれているなどの社内規範の不遵守が認められる。

2 今回の立入検査において発見された事項

- (1) 反社会的勢力との関係遮断を掲げているにもかかわらず、当社において直接採用した職員について、反社会的勢力該当性の確認が行われていない。
- (2) 内部監査に関する社内規範の一つとして定められているチェックリストが使用された形跡が認められないなど、内部監査の形骸化が認められる。
- (3) 弁済金の充当処理等を適切に行わなかったために、法第 15 条第 1 項に規定する受取証書を交付していないものがある。
- (4) 法第 16 条に規定する債権証書を返還していないものがある。
- (5) 弁済金の充当処理を適切に行わず、完済となっているものを看過したまま、漫然と請求を行って金員を受領しており、法第 18 条第 4 項に抵触するおそれがある。
- (6) 法第 20 条及び債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成 11 年法務省令第 4 号。以下「規則」という。）第 15 条第 1 項各号に掲げる帳簿書類について、正しく記載されていないものが多数認められる。